

調整指数表

項 目			番号	条 件	指数	採点		
						母	父	
加算指数	個人加算	就労状況	1	市外の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	2			
			2	市内の認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設(設置届出済のものに限る)に保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師のいずれかとして、月20日以上、1日6時間以上の勤務をする場合 ※1	20			
		世帯加算	家庭状況	3	同居者なしの母子(または父子)世帯で、就労(または就学・技能習得)を継続しているかまたは内定している場合	5		
				4	18時以降に勤務が終了する場合(父母のうち勤務終了時間の早い方を採用)	10		
				5	17時から17時59分までに勤務が終了する場合(父母のうち勤務終了時間の早い方を採用)	8		
				6	16時から16時59分までに勤務が終了する場合(父母のうち勤務終了時間の早い方を採用)	6		
				7	15時から15時59分までに勤務が終了する場合(父母のうち勤務終了時間の早い方を採用)	4		
	8			生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	5			
	9			父母のひとりが不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合	10			
	障がい		10	父母の両方が不存在(死亡、行方不明など)の場合	12			
			11	父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合	3			
			12	子ども(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合(3人を超える場合は、1人に対し1点加算)	1			
			13	祖父母が同居していない、もしくは同居しているが就労、疾病、介護対象者等である場合(証明書等が必要)	1			
			14	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Bの1つに該当する場合※2	3			
			15	保護者が視聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合※2	2			
			16	保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合※2	2			
	児童の状況		17	同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳(みどりの手帳等)○A～Cを持っている者がいる世帯(保護者及び入所申込児童は除く)※2	1			
			18	対象児童が小学校1年生	20			
			19	対象児童が小学校2年生	10			
		20	対象児童が小学校3年生	5				
		21	対象児童が小学校4年生	3				
		22	対象児童が小学校5年生	2				
		23	対象児童が小学校6年生	0				
		24	兄弟姉妹で同一学童に入所申請がある場合	2				
減算指数	個人減算	就労	25	就労実績が1か月に満たない場合(就労実績未記入の場合を含む) ※ただし、従前の勤務実績(2か月以内)があり、就労状況が継続していると判断できる場合には適用しない(証明書等が必要)	▲2			
	世帯減算	同居祖父母等	26	同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)	▲10			
			27	同世帯の児童が3か月以上保育料または学童保育料を滞納している場合	▲5			
			28	同世帯の児童が6か月以上保育料または学童保育料を滞納している場合	▲10			
	滞納	29	保育料または学童保育料の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	▲20				
その他		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)等の特殊事情						

調整指数の加減算は、基準指数に対して行い、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

※1 番号1、2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。

※2 番号14～17は重複して加算しないものとする。

■利用調整指数について(例)

- ・父が月20日以上1日8時間以上の就労をしている場合……基準指数20
- ・母が月16日以上1日6時間以上の就労をしている場合……基準指数16
- ・祖父母が同居していない場合……調整指数 1
- ・兄弟姉妹で同一学童に入所申請をしている場合……調整指数 2

基準指数 調整指数 合計指数(試算)

$$\boxed{} + \boxed{} = \boxed{}$$

20 + 16 + 1 + 2 = 39点となります。

※調整指数の減点により、利用調整指数がマイナスとなる場合については、0点とする。

■入所の選考について

入所希望者が学童保育所の定員を超えた場合には、利用調整が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。